

## 第3回会合を踏まえた事業者への追加質問事項

---

令和8年2月13日  
事務局

# 第3回会合を踏まえた事業者への追加質問事項

## 【MVNO委員会、オプテージ、全国携帯電話販売代理店協会への質問事項】

- 電気通信事業法は事業者に対する規制を主眼としており、27条の3は事業者間の適正な競争を阻害するおそれのある諸行為を禁止するものである。このような電気通信事業法の趣旨に照らすと、「一消費者の行動である解約に対して制約をかけることになる規制を設けるという説明は難しい」という考え方もありうるが、短期解約に対して規制で対処すべきとの主張であれば、短期解約が電気通信事業法上どのように問題であると考えているのか。（西村（暢史）委員）

## 【オプテージへの質問事項】

- （短期解約に関して）「事業運営に負担が生じる」という主張について、事業運営の負担の程度が分かるように試算していただきたい。試算が難しいのであれば、その理由を教えていただきたい。